

標準委員会 専門部会運営通則

平成 12 年 7 月 27 日	制定
平成 13 年 9 月 10 日	改正
平成 15 年 8 月 31 日	改正
平成 17 年 2 月 13 日	改正
平成 18 年 1 月 11 日	改正
平成 19 年 3 月 20 日	改正
平成 20 年 7 月 22 日	改正
平成 21 年 6 月 9 日	改正
平成 26 年 9 月 26 日	改正

第 1 条 【目的】

本通則は、標準委員会運営内規に基づき設置される専門部会（以下、「部会」という。）、分科会および作業会（以下、「分科会等」という。）の運営に関する事項を定める。

第 2 条 【任務】

部会は以下の任務を果たす。

1. 標準制定に関わる任務

- (1) 原子力学会標準の策定方針案を作成する。
- (2) 標準委員会にて認定された基本方針および策定方針に従い、標準の制定、改定（追補版発行を含む、以下同じ）、廃止の原案の策定に責任を持つ。
- (3) 標準原案策定のための諸活動の運営および監督を行う。
- (4) 海外、および国内の当該分野における規格基準など標準類との整合性を検討する。

2. 対外に関わる任務

- (1) 標準委員会からの要請により、本委員会に関係する標準の技術的な内容を、関係官庁等の組織に対して説明する役割を持つ。
- (2) 一般公衆に対して制定した学会標準の技術的内容を説明する。

3. 組織に関する任務

- (1) 標準の制定、改定、廃止の原案策定のため、分科会および相当する組織を設置、改組、廃止する。
- (2) 分科会等の提案の人事、組織案およびそれに関する規約の提案および必要と判断された事項について審議を行い、その採否を判断し、承認する。また、必要により、分科会への指導、助言を行う。
- (3) 部会の運営を円滑に行うために幹事会、および必要に応じてタスクグループを設置することができる。

4. その他

上記のほか部会が必要と判断した事項について審議する。

第 3 条 【構成】

部会は、部会長 1 名、副部会長 1 名、幹事 1 名（以下、「役員」という。）を含む 25 名以内の業種別委員、及び分科会代表者である委員で構成される。業種別委員及び分科会代表

者は以下の7業種の内、最低5業種が含まれ、かつ同一業種から選出される委員は委員数の3分の1以下とする。なお、複数の業種に属する委員の業種は主業種に分類する。

- a. 学識経験者
- b. 学術研究機関
- c. 製造業
- d. エンジニアリング会社等
- e. 電力事業等
- f. 関係官庁等
- g. 非営利団体, 保険業, その他

第4条 [委員および常時参加者]

1. 部会の委員の選任・退任・解任

- (1) 委員は、部会が選任し、標準委員会の承認を経て委員長が委嘱する。
- (2) 委員は、標準原案作成に必要な専門性を有し、部会の活動に貢献できる経験・知識を持つ者であること。なお、同一組織から複数の委員を選任しない。ただし、同一組織であっても専門分野が違う場合は、部会の了承のもと、選任を認めることができる。
- (3) 委員は日本原子力学会会員であることを原則とするが、非会員に委員を委嘱することを妨げない。なお、委員の国籍は問わない。
- (4) 委員は任期中、本人の意思により退任することができる。
- (5) 委員は転職、退職などにより業種に変更が生じた場合、部会長に通知するとともに、委員を継続するかどうかを申し出なければならない。委員を継続する申し出があった場合、部会長は部会の承認を求めなければならない。
- (6) 委員の行為が以下の各項に該当する場合、部会の決議に基づき、当該委員の解任を標準委員会へ申し出ることができる。解任の対象となる委員は標準委員会で反論できる。
 - a. 部会活動の公平性、公正性、公開性に著しく反する行為を行った場合
 - b. 部会活動に著しい損害を与えた場合
 - c. 部会への参加等部会活動への貢献について毎年1回行なわれる評価において貢献度が低く、改善が見られないと判断された場合

2. 部会の委員の任期

任期は2年とし、再任は妨げない。

3. 部会の委員の代理者

委員はやむをえず部会を欠席する場合は同一業種の者を代理者として指名することができる。代理者は委員と同じ権利を有する。なお、代理者が継続して部会に参加する場合は部会の承認を必要とする。

4. 部会の常時参加者

部会の審議に参加を希望する者や団体は、同一業種、同一組織からの参加が過大にならない範囲で、部会の承認を得て常時参加者として登録することができる。但し、常時参加者は議決権を有しない。

第5条 [役員ならびにフェロー委員]

1. 部会長

- (1) 部会長は、部会の選任に基づき標準委員会の承認を得て委員長が委嘱する。
- (2) 部会長は委員の互選により選出する。部会は部会長選任のため、出席委員による無記名投票を行い、委員総数の過半数を得た者を部会長に選任する。過半数を得た者が

いない場合は、上位2名について決選投票を行い、多数の得票者を部会長に選任する。得票が同数の場合は抽選による。

- (3) 部会長の任期は2年とし、再任は4回までとする。ただし、部会長は、部会長の任期が満了した場合においても新たに部会長が委嘱されるまでは、引き続き在任する。
- (4) 部会長は部会を総理し、部会の任務達成に務める。

2. 副部会長

- (1) 副部会長は、委員の中から部会長が指名する。
- (2) 副部会長の任期は部会長に準ずる。
- (3) 副部会長は部会長を補佐し、部会の任務達成に務める。部会長に支障がある場合、その職務を代行する。

3. 部会の幹事

- (1) 幹事は、部会長と副部会長が協議して委員の中から指名する。
- (2) 幹事の任期は部会長に準ずる。
- (3) 幹事は、部会長、副部会長の指示のもと、部会長を補佐し、部会運営事務を行う。なお、部会長、副部会長がともに支障ある場合において部会長を代行する。

4. 部会のフェロー委員

- (1) 部会は、退任した委員の中から、以下のいずれかの条件を満足する者をフェロー委員に任命できる。
 - a. 部会長経験者、あるいは5年以上の委員経験者
 - b. 投票において、投票数の9割以上の賛成票取得者
- (2) フェロー委員は投票権を除き、委員と同じ扱いを受ける。

第6条 [幹事会およびタスクグループ]

1. 幹事会

- (1) 部会の幹事会は、部会の総務、人事等に関係する重要事項を整理し部会の審議に報告することを任務とする。
- (2) 部会の幹事会は、部会長、副部会長、幹事および部会長が指名した委員若干名で構成される。

2. タスクグループ

- (1) 部会長は、部会における特定の議題に関する論点整理を行うことを任務とするタスクグループを設置することができる。
- (2) タスクグループの構成員および主査は、部会長と副部会長が任務内容に基づき協議して選任する。なお、構成員および主査を部会委員以外から選任することを妨げない。

第7条 [原案作成下部組織]

1. 分科会

- (1) 分科会の任務
 - a. 標準制定に関わる任務
 - (a) 原子力学会標準の策定方針案を検討し提案する。
 - (b) 標準委員会にて認定された基本方針および策定方針に従い、標準の制定、改訂、廃止の原案を検討し提案する。
 - (c) 標準原案検討のための諸活動の運営および監督を行う。
 - (d) 海外、および国内の規格基準など標準類との整合性を検討する。

- b. 対外に関わる任務
 - (a) 標準委員会および専門部会からの要請により、本委員会に関係する標準の技術的な内容を、関係官庁等の組織に対して説明する役割を専門部会とともに分担する。
 - (b) 一般公衆に対して制定した学会標準の技術的内容を説明する役割を分担する。
 - c. 組織に関わる任務
 - (a) 標準の制定、改訂、廃止の原案検討のため、作業会および相当する組織を設置、改組、廃止する。
 - (b) 作業会等の提案の人事、組織案およびそれに関する規約の提案および必要と判断された事項について審議を行い、その採否を判断し、承認する。また必要により、作業会への指導、助言を行う。
 - (c) 委員の運営を円滑に行うために幹事会、および必要に応じてタスクグループを設置することができる。
 - d. その他
 - 上記のほか分科会が必要と判断した事項について審議する。
- (2) 分科会の構成
- 分科会は、主査1名、副主査1名、幹事1名（以下、「役員」という。）および各作業会主査を含む委員で構成される。定員は15名程度とするが、必要に応じて増員または減員できるものとする。
- (3) 分科会の委員、代理者および常時参加者
- 分科会の委員は標準原案作成に必要な専門性と経験を有する者から選任される。
- a. 分科会の委員は、分科会が選任し、部会の承認を経て部会長が委嘱する。また、分科会は、分科会代表者を選任し、部会の委員に推薦できる。
 - b. 分科会の委員は日本原子力学会会員であることを原則とするが、非会員に委員を委嘱することを妨げない。なお、委員の国籍は問わない。
 - c. 分科会の委員は任期中、本人の意思により退任することができる。
 - d. 分科会の委員の行為が以下の各項に該当する場合、分科会の決議に基づき、当該委員の解任を部会へ申し出ることができる。解任の対象となる委員は部会で反論できる。
 - (a) 分科会活動の公平性、公正性、公開性に著しく反する行為を行った場合
 - (b) 分科会活動に著しい損害を与えた場合
 - (c) 分科会への参加等分科会活動への貢献について毎年1回行なわれる評価において貢献度が低く、改善が見られないと判断された場合
 - e. 分科会委員の代理者
 - 分科会の委員はやむをえず分科会を欠席する場合は代理者を指名することができる。代理者は委員と同じ権利を有する。なお、代理者が継続して分科会に参加する場合は分科会の承認を必要とする。
 - f. 分科会の常時参加者
 - 分科会の審議に参加を希望する者や団体は、分科会の承認を得て常時参加者として登録することができる。但し、常時参加者は議決権を有しない。
- (4) 分科会の役員
- 分科会の役員は、第5条第1項から第3項において標準委員会、部会、部会長、副部会長をそれぞれ部会、分科会、分科会主査、分科会副主査と読み替える。
- (5) 分科会は、必要に応じて作業会を設置、改組、廃止する。
- (6) 原案は、分科会の承認を得て部会に提案される。原案が部会で否決された場合には、分科会へ差し戻される。

2. 作業会

(1) 作業会の任務

- a. 作業会は、分科会の方針に沿って、標準の制定、改定、廃止の審議を行い、作業会原案を作成する。
- b. 作業会の主査は、分科会と作業会間の円滑な運営に努める。なお、作業会主査の代わりに予め指名した作業会委員の分科会代理出席および議決権行使を認める。

(2) 作業会の構成

作業会は、主査1名、副主査1名、幹事1名（以下、「役員」という。）を含む委員必要数で構成される。

(3) 作業会の委員、代理者および常時参加者

作業会の委員は標準原案作成に必要な専門性と経験を有する者から選任される。

- a. 作業会の委員は、作業会が選任し、分科会の承認を経て主査が委嘱する。
- b. 作業会の委員は日本原子力学会会員であることを原則とするが、非会員に委員を委嘱することを妨げない。なお、委員の国籍は問わない。
- c. 作業会の委員は任期中、本人の意思により退任することができる。
- d. 作業会の委員の行為が以下の各項に該当する場合、作業会の決議に基づき、当該委員の解任を分科会へ申し出ることができる。解任の対象となる委員は分科会で反論できる。
 - (a) 作業会活動の公平性、公正性、公開性に著しく反する行為を行った場合
 - (b) 作業会活動に著しい損害を与えた場合
 - (c) 作業会への参加等分科会活動への貢献について毎年1回行なわれる評価において貢献度が低く、改善が見られないと判断された場合
- e. 作業会委員の代理者
作業会の委員はやむをえず作業会を欠席する場合は代理者を指名することができる。代理者は委員と同じ権利を有する。なお、代理者が継続して作業会に参加する場合は作業会の承認を必要とする。
- f. 作業会の常時参加者
作業会の審議に参加を希望する者や団体は、作業会の承認を得て常時参加者として登録することができる。但し、常時参加者は議決権を有しない。

(4) 作業会の役員

作業会の役員は、第5条第1項から第2項において標準委員会、部会、部会長、副部会長をそれぞれ分科会、作業会、作業会主査、作業会副主査と読み替える。

第8条 [部会等の開催]

- (1) 部会は公開で、原則として年4回定期的で開催する。
- (2) 部会長は、議案に応じて、臨時に部会を開催することができる。
- (3) 部会を開催する場合、部会長は、開催日時、会場、議題を2週間以上前に委員に通知する。また、必要に応じて、説明資料を事前に配布する。
- (4) 部会長は、部会の開催日時、会場、議題を2週間以上前に公表し、オブザーバの参加を認める。
- (5) 分科会等は適宜開催出来る。
- (6) 分科会等の主査は、会議を開催する場合は、1週間以上前に開催日時、会場、議題を委員および常時参加者に通知する。
- (7) 分科会等の主査は、分科会等の開催日時、会場、議題を1週間前までに公表し、オブザーバの参加を認める。

第9条 [審議および決議]

1. 審議

- (1) 部会、分科会の委員は議案を提出することができる。
- (2) 部会長、分科会主査または作業会主査（以下、「部会長等」という。）は、議案が委員の任免等人事に関する項目で、公開で審議することが適切でないと判断した場合、当該議案に限り委員以外の参加者に退席を求めることができる。
- (3) オブザーバは、部会長等の許可のもと発言することができる。なお、部会長等は、オブザーバの発言が会議の運営に支障があると判断した場合は退席を求めることができる。
- (4) 部会長等は、会議を開催したときは、審議の要点を採録した議事録を作成し、次回合合で承認を得るものとする。

2. 部会における決議

- (1) 部会は、委員総数の3分の2以上の出席で成立する。
- (2) 部会長は議案について十分な審議が行われたと認めた時は、出席委員の過半数の了解を得て決議を行うものとする。
- (3) 決議は挙手または投票による。ただし、以下の議案の決議は投票によらねばならない。
 - a. 標準原案の策定、標準の改定案、廃止案の策定
 - b. 運営通則の制定、改正、廃止
 - c. 5年毎の既存標準改定の要否
 - d. その他部会長が必要と認めたもの
- (4) 挙手による決議を行う場合、出席委員数の3分の2以上の賛成をもって当該議案の可決とする。
- (5) 投票による決議は以下の条件、手順により行われるものとする。
 - a. 委員総数の5分の4以上の投票をもって当該議案の投票が成立するものとする。
 - b. 投票は記名投票で行い、賛成、意見付き反対又は意見付き保留により意思表示を行う。
 - c. 投票の締め切りは原則として投票用紙の発送後30日とするが、内容により部会長の判断で15日から60日までの範囲で変更できる。
 - d. 投票の結果、意見付き反対票がなく、賛成票が投票総数の3分の2以上の場合、可決とする。3分の2以上の賛成票が得られない場合は、その処置を部会で審議する。
 - e. 投票の結果、意見付き反対があった場合は、たとえ3分の2以上の賛成があっても当該議案を可決とせず、反対意見を委員全員および提案者に送付する。提案者は反対意見への対応を各委員へ送付する。これに対して標準案の変更なく反対意見が解消された場合、当該議案は可決とする。
 - f. 上記eの対応によって反対意見が解消されない場合、委員会は挙手による決議に基づき再び当該議案について2週間の期限付きで投票を行い、投票総数の3分の2以上の賛成票をもって当該議案を可決とする。
 - g. 部会長は、投票の結果を書面により速やかに、委員全員に通知しなければならない。

3. 分科会・作業会における決議

- (1) 分科会または作業会は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。
- (2) 決議は、原則として挙手により行われ、出席委員の4分の3以上の賛成をもって当該

議案の可決とする。

第 10 条 【記録の保管】

標準制定に関する審議内容および制定に係わるバックデータなどの記録類は、別途定める規定に従い、標準委員会事務局で保管する。

第 11 条 【事務局】

部会、分科会等の事務は、原子力学会の規程に従い、標準委員会事務局が行う。

第 12 条 【規定の改正，廃止】

本通則の改正，廃止は各専門部会で行い，標準委員会へ報告するものとする。

附則（平成 13 年 9 月 10 日）

第 1 条 【分科会の新たな設置に伴う委員の選定】

- (1) 部会は、新たに設置した分科会の委員候補を選定する。
- (2) 部会は、委員の投票により分科会委員の選任を行い、併せてその結果についての承認を行う。

第 2 条 【分科会委員の承認】

第 7 条 1 項(3)a の分科会で選任された分科会委員の承認，第 5 条第 1 項の分科会主査の承認並びに附則第 1 条(2)の分科会委員の選任及び承認は，第 9 条の規定に係わらず部会を開催せずに，部会長が電子メールあるいはこれに準じた手段で部会委員に賛否の意思表示を求めることにより行うことができる。この場合，承認は委員総数の 3 分の 2 以上の賛成をもって成立するものとする。

以 上